そらいろ通信　8月

＊マイナンバーも安心！当事務所は**電子申請**でお手続きしています＊

◆業務ご案内◆
- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算･年末調整
- 就業規則･諸規程のご相談･作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働･社会保険のご相談･事務･請求手続き
- 労災に関するご相談･請求手続き

◆営業時間ご案内◆
- 月曜日～金曜日（祝日を除く）９時～17 時

暑中お見舞い申し上げます。
外に出るにも十分に注意しないと危険なまでの状況ですので、皆さまくれぐれもご自愛くださいませ。
オリンピックが開催されており、連日悲喜こもごもです。オリンピックという特別な舞台で力を発揮するために過ごしてきた４年間に心から敬意を感じます。

★ちょこっと心理学★

【パーソナルスペース】

ガラガラの電車内で座っていたら、後から乗ってきた人が自分のすぐ隣の席に座った。「他にもいくらでも席は空いているのに…」と居心地の悪さを感じることはないでしょうか。心理学ではこれを「パーソナルスペース」といいます。人が持っている、他人に侵入されると不快なエリアのことで、関係性が濃い場合は狭く、薄い場合は広いものです。恋人や家族とはくっついていても平気ですが、知らない人と密着しているのは耐えられないという感じです。

満員電車で感じるストレスも、パーソナルスペースを侵されているからと言えます。乗り降りの時に後ろから無理やり押してくる人がいますが、これは他人に無関心になることで自分を守っているという表れなのです。

（大人の心理学常識　トキオ・ナレッジ著）

Copyright © 2024.9.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

★8 月のお仕事カレンダー

8/13	● 7 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
8/31	● 7 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 6 月決算法人の確定申告と納税・12 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 9 月・12 月・翌年 3 月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

★法改正情報★

●最低賃金の引き上げ額

7 月 25 日に開催された第 69 回中央最低賃金審議会（会長：藤村博之 独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長）で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられました。

目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合の全国加重平均は 1,054 円となります。この場合、全国加重平均の上昇額は 50 円（昨年度は 43 円）となり、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。また、引上げ率に換算すると 5.0%（昨年度は 4.5%）となります。

Copyright © 2024.9.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

退職代行サービスから連絡が来たら どうすればよいでしょうか？

最近、退職に際して、本人自ら退職を申し出るのではなく、「退職代行サービス」を利用して退職を申し出てくるケースが増えています。第三者が代行して退職の意思を伝えるサービスです。この退職代行サービスから連絡があった場合、本人から連絡させるよう突っぱねてもよいでしょうか。退職代行サービスに対して対応していかないと何か問題になるのでしょうか？

仮に、突っぱねたとしても退職の意思表示から 2 週間経つと雇用契約は終了します。そのため、ここで感情的になってトラブルに発展させるより、スムーズに退職手続きを進めた方が良いと考えることもできます。

退職代行を行う業者には、主に次の 3 種類があります。①弁護士による退職代行　②合同労働組合（ユニオン）による退職代行　③その他の民間業者による退職代行
①②の弁護士やユニオンの場合は、使用者と直接交渉ができます。例えば、残った年次有給休暇の消化などの交渉です。③の民間業者は、あくまでも労働者の意思を伝えるだけで、交渉はできません。

退職代行サービスから連絡があった場合、会社側は冷静かつ適切に対応する必要があります。「自分で言いに来い」と門前払いしたり、「代わりの人が入るまで辞めさせない」などと無理に引き留めたりすることは避けなければなりません。民法の規定上、退職の意思表示から 2 週間経てば雇用契約は終了してしまうからです。労働者側も、お金を払って業者に依頼してまで退職したいのですから、無理に引き留めても退職の意思が覆る可能性は低いでしょう。それなら、淡々と退職手続きを進めていくほうが賢いともいえます。

会社側が取るべき対応としては、次の通りです。
・連絡してきたものが何者なのか確認する。
・労働者本人からの依頼なのか確認
・退職日や引継ぎ等の調整
・退職届の送付を依頼
・貸与物の返還、私物の整理

上記それぞれの対応については、次号でお伝えします。

Copyright © 2024.9.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

＊マイナンバーも安心！

弊所は**電子申請**でお手続きしています＊

＊いきいきした会社づくりをお手伝いします＊

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士　羽渕貴久子
〒663-8234　西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL　habuchi@sky.memail.jp
URL　http://ikiiki30.com/

Copyright © 2024.9.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.